

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20200318製局第2号  
令和2年4月1日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

## 競輪場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告並びに調査について

上記の件について、平成19年10月1日に自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）第2条が施行されたことに伴い、競輪場及び場外車券売場の施設を改修する際は、自転車競技法第53条に基づき、下記のとおり施設改修計画について、事前に報告を求めるとともに、改修前又は改修後に調査を行うこととなりますので、関係者各位に対し、改めてこの制度の周知徹底方をお願いします。

なお、平成19年10月1日付け平成19・10・01製局第2号「競輪場及び場外車券売場施設改修計画の事前報告並びに調査について」は廃止します。

## 記

### 1. 競輪場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告

競輪場及び場外車券売場の施設を改修しようとする時（軽微なものは除く。なお、軽微なものとは、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号。以下「規則」という。）第10条及び第15条に定める許可基準、規則第10条第4号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準（平成18年経済産業省告示第369号。以下「競輪場施設基準告示」という。）及び規則第15条第1項第4号の規定に基づき、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準（平成18年経済産業省告示第370号。以下「場外車券場施設基準告示」という。）に影響しないものとする。）は、改修した施設が規則第10条、第15条、競輪場施設基準告示及び場外車券場施設基準告示に定める許可基準に適合しない事態を防止するため、施設改修計画について、以下により所轄経済産業局へ報告すること。

- ①改修計画の内容 許可基準規定事項が分かる図面及び仕様書
- ②提出部数 2部
- ③提出期限 改修着手2ヶ月前

### 2. 競輪場及び場外車券売場の施設改修計画に係る調査

各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局は、提出された施設改修計画又は施設改修計画に基づき改修された施設が、規則第10条及び第15条に定める許可基準に適合するか否かを調査すること。

なお、当該調査については、必要に応じ、自転車競技法第23条第1項の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた競輪振興法人の協力を得るものとする。